

(別 紙)

平成 19 年 5 月 21 日

郵政民営化委員会事務局 御中

全国共済農業協同組合連合会

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について

平成 19 年 4 月 27 日に日本郵政株式会社が公表した「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（概要）」（以下「実施計画（概要）」と略）につきまして、下記により意見させていただきますので、同社より内閣総理大臣及び総務大臣へ認可申請された「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」にかかる、貴委員会での今後の調査審議に際し、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 郵便保険会社について

(1) 新規業務の実施について

「事業戦略」（別記 59 ページ～）では新規業務として、既存保険商品の改善や新商品の開発・提供、加入限度額の引上げ等が示されておりますが、郵政民営化委員会におかれましては、「公正な競争関係（「対等な競争条件」・「適正な競争関係」）」の確保の観点から、主に以下のようないくつかの事項について、問題が生じないことを十分ご検証された上でご判断いただくことを要望いたします。

- ① 「暗黙の政府保証」が残存するとの国民のパーセプションが十分に払拭されていること

… 「暗黙の政府保証」が残存するとの国民のパーセプションは、誤解とはいえ、郵便保険会社の信頼性の面で大きなプラス材料となり、競争上の優位性に繋がって公正な競争関係を損なう懸念があることから、新規業務の実施にあたっては、その払拭がなされていることが非常に重要であると考えます。

- ② 旧契約の顧客情報について、新規業務に利用されることのないよう適切に管理されていること

… 旧契約の膨大な顧客情報は、競争上大いに優位性を持つものであります。郵便保険会社が公社時代のサービス水準を維持するために旧契約の個人情報を利用することを否定するものではありませんが、新規業務への利用は公正な競争関係を損なう懸念があることから、制限が必要と考えます。

なお、先般行われた「『郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見』への意見募集」においては、「御意見に対する郵政民営化委員会の考え方」として「できるだけ、認可をしないという事前の競争制限ではなく、条件を付して認可を行った上で、事後の適正な競争関係の確保を図ることによって対応すべき」旨が示されました。が、郵便保険会社の規模が巨大であることに鑑みましても、適正な競争関係の確保に問題が生じた後の対応では、他の事業者が被った不利益の回復は非常に困難と想定されます。したがって、事前の要件審査は重要でありますので、極めて慎重な判断が必要と考えます。

(2) 新規業務開始のタイミングについて

公正な競争関係が損なわれる懸念があるにもかかわらず、上場審査に向けて一定の経営実績を挙げることや、投資対象として評価されることにかかる必要性から新規業務の実施が認められることがあれば、それは郵政民営化の本旨を逸脱するものであり、妥当ではないと考えます。

公正な競争関係が損なわれる懸念のある完全民営化前においては、原則として、合理化・効率化等の経営努力によって、企業価値を向上すべきであると考えます。

(3) 旧簡易保険の再保険契約からの利益の取扱いについて

旧簡易保険の再保険契約からの利益は、旧契約者の権利の確保の観点から、当然、旧契約者に還元されるべきものであります。「損益見通し」(別記 85 ページ)では、契約者配当準備金繰入には再保険損益等の 8 割を繰り入れる旨が示されておりますが、繰り入れない再保険損益等が 2 割もあることの妥当性等について、慎重な判断が必要と考えます。

その他、旧簡易保険の再保険契約については、郵便保険会社が収受する手数料等の再保険契約の保険料設定や、旧契約の個人情報の取扱い等も、妥当性の慎重な判断が必要と考えます。

郵政民営化委員会におかれましては、以上についてご配意いただくことを要望いたします。

2. 郵便局株式会社について

全国あまねく網羅することが義務付けられた郵便局ネットワークは、強力な販売網であり、郵便局株式会社における「郵便保険会社以外の保険会社の商品の取扱い」は、取扱い会社以外の事業者にとって、実質的に郵便保険会社の業務拡大と同等の効果を持つおそれがあります。したがって、前述しました 1 (1) と同様の観点からの配慮が一定、必要を考えますので、郵政民営化委員会におかれまして、ご配意いただくことを要望いたします。

なお、郵便局ネットワークの活用につきましては、前述の「御意見に対する郵政民営化委員会の考え方」におきまして、「郵便局において販売される商品については、金融

二社以外の者の商品も含め、経済合理性に基づいて選択される」「その際には、ネットワークへのアクセスを幅広に開放することに過剰なコストを要するかどうかなども踏まえた検討が行われる」とのお考えが示されたところでありますが、JA共済にあっても、各JAの経営判断において、民間保険会社と同等に利用できる途をひらいていただけるよう、要望いたします。

3. その他

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」は国営事業の民営化にかかる計画であり、透明性確保等の観点から、その内容は余さず国民に開示されるべきと考えます。したがって、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の全文が、公表される必要があると考えます。

以上